

令和5年度第11回朝来市教育委員会 定例会議録

1 日 時 令和6年2月20日(火)

開会 午前10時00分 閉会 午前11時03分

2 開会宣言

3 会議録署名委員の指名 (青田委員) (足立委員)

4 会議録の承認

令和5年度第10回会議録署名委員 (高内委員) (青田委員)

5 教育長報告

6 議事

議案第3号 朝来市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認等に関する規則の一部を改正する規則について

議案第4号 朝来市保育所等運営補助金交付要綱の一部を改正する告示について

議案第5号 朝来市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する告示について

7 報告事項

(1) 朝来市立認定こども園条例の一部を改正する条例制定について(こども育成課)

(2) 朝来市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について(こども育成課)

(3) 令和5年度全国学力・学習状況調査結果について(学校教育課)

(4) 令和5年度市内小・中学校卒業式出席者(案)について(学校教育課)

(5) 令和6年度市内小・中学校入学式出席者(案)について(学校教育課)

(6) 令和6年度教職員辞令交付式について

(7) 教育委員会行事予定について

(8) その他報告事項について

(9) 次回 第12回教育委員会の日程について

日時：令和6年3月19日(火) 午前10時

場所：朝来市役所 本庁 403 会議室

8 閉会

9 出席委員 教 育 長 小倉畑 祐貴
教育長職務代理者 青田 勉
委 員 足立 武裕
委 員 高内 祥子

10 出席職員 教育部長 田中 勉
学校教育課課長 山本 喜裕
こども育成課課長 夜久 隆亮
学校給食センター所長 今井 謙一
学校教育課副課長 福田 秀則
学校教育課課長補佐 田中 雅人
学校教育課課長補佐 南光 政之

朝来市教育委員会会議録

令和5年度第11回定例委員会（令和6年2月20日）

開会 午前10時00分

○ 小倉畑教育長

ただいまから、令和5年度第11回朝来市教育委員会定例会を開催いたします。本日は3名の委員の出席ですので、会議は成立いたします。本日の会に出席する職員ですけれども、田中教育部長、山本学校教育課長、夜久こども育成課長、今井学校給食センター所長、福田学校教育課副課長、田中学校教育課課長補佐、南光学校教育課課長補佐、以上7名でございます。では、進めさせていただきます。

次に、次第3です。会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員には、青田委員、足立委員をお願いいたします。

次に、次第4、会議録の承認に移ります。

令和6年1月19日に開催しました、令和5年度第10回朝来市教育委員会定例会の会議録は、委員の皆様事前に配付しておりますが、何かお気づきの点はございませんか。

特に、御意見がないようですので、前回の会議録は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○ 小倉畑教育長

それでは、第10回定例会の署名を高内委員、青田委員をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

（会議録署名）

○ 小倉畑教育長

署名をありがとうございました。

次に、次第5、教育長報告に移ります。事務局から報告いたします。

○ 事務局

資料説明

○ 小倉畑教育長

報告が終わりました。何か御質問はございませんか。

内容ですので、次第の6の議事に入ります。本日、3件の議事について御協議をいただきます。

初めに、議案第3号 朝来市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認等に関する規則の一部を改正する規則について、こども育成課から説明をいたします。

○ 夜久こども育成課長

それでは、議案第3号 朝来市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認等に関する規則の一部改正について、説明をさせていただきます。

この規則につきましては、子ども・子育て支援法に基づき、保育園やこども園の代表者などの変更があった場合や利用定員を変更する場合などの手続を定めているものです。

今回、改正する要因ですけれども、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が令和5年4月1日に施行され、子ども・子育て支援法第19条第2項が削除され、第19条のみとなったことにより改正を行うものです。

改正箇所につきましては、様式の第4号となります。資料につきましては4ページの新旧対照表を御覧ください。

4ページの中の中段あたりに4番というところがあります。ここに「法第19条第1項各号に掲げる」というふうに書いてあります。この部分につきまして改正後につきましては、第1項を削りまして、「法第19条各号」に改正をする内容となっております。

改正後の様式につきましては、資料の8ページとなります。

最後に、この規則の改正につきましては、公布日施行として取扱いと考えております。

以上、議案第3号 朝来市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認等に関する規則の一部改正についての説明とさせていただきます。

○ 小倉畑教育長

それでは説明が終わりました。何か御質問はありませんか。

御質問がないようですので、この件は異議なしと認めて、議案第3号 朝来市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認等に関する規則の一部を改正する規則については、原案のとおり承認いたします。

次に、議案第4号です。朝来市保育所等運営補助金交付要綱の一部を改正する告示について、こども育成課から説明をいたします。

○ 夜久こども育成課長

それでは、議案第4号 朝来市保育所等運営補助金交付要綱の一部改正について、説明させていただきます。

この要綱につきましては、市内の私立の園等に対する補助内容を定めています。令和6年度から適用させる内容を盛り込んで改正しようとするものです。

資料につきましては、12ページからの新旧対照表を御覧ください。

まず、12ページ本文ですけれども、第4条第4号において改正前は保育環境改善等事業とありますが、これを保育環境改善等事業及び保育体制強化事業に改めようとするものです。今回追加します保育体制強化事業とは、保育園やこども園において保育士等の資格を持たない者を配置しまして、保育士等の補助を行う場合に1人につき月10万円を補助する内容となっております。資格を持たないために午睡時の布団の上げ下げ、給食時の食器の後片づけなど、資格がなくてもできる業務に従事していただく内容となっております。

令和6年度につきましては、めばえのにおわ保育園が手を挙げられておりますので、そちらへの補助を想定しております。

次に別表ですけれども、ページは 12 ページですが、7 番で保育所等給食費補助事業というものがあります。そして、資料 13 ページを見ていただきたいんですけれども、この中で 1 号認定児に対する補助額を 3,000 円から 3,200 円に、2 号認定児につきましては 4,500 円から 4,700 円、それぞれ 200 円ずつ増額する内容としております。これにつきましては、令和 5 年度におきまして、国が公定価格を見直しまして市がこの給食費の補助の根拠としております月額が 200 円ずつ増額されたことによるものです。

なお、令和 5 年度におきましては、この補助金の額については据置きを行っておりますが、別途物価高騰対策分として園児 1 人当たり月 700 円と言うことで補助を行っております。

また、別表になります。資料は 14 ページになります。

別表中におきまして、保育事業対策総合支援事業を保育対策総合支援事業ということで文言の整理をさせていただいております。

別表におきまして、17 番の保育体制強化事業を追加するという改正内容とさせていただいております。

この要綱の改正につきましては、令和 6 年度ということで 4 月 1 日からの施行ということで取扱いを行う予定としております。

以上、議案第 4 号 朝来市保育所等運営補助金交付要綱の一部改正についての説明とさせていただきます。

○ 小倉畑教育長

説明が終わりました。何か御質問はございませんか。

ないようですので、この件は異議なしと認め、議案第 4 号 朝来市保育所等運営補助金交付要綱の一部を改正する告示については、原案のとおり承認いたします。

議案の最後です。議案第 5 号 朝来市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する告示について、学校教育課から説明をいたします。

○ 山本学校教育課長

それでは、議案第 5 号 朝来市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する告示について、説明させていただきます。

資料 15 ページとともに 16 ページの新旧対照表を御覧ください。

今回の改正でございますが、2 つの点について改正するものでございます。

1 点目は、条文等の文言をよりの確な用語に修正するものでございます。第 1 条中「この要綱」を「この告示」に改め、第 11 条の見出しを「（補則）」に改め、同条中「この要綱」を「この告示」に改めます。また、附則第 1 項中「この要綱」を「この告示」に、「公布の日」を「平成 17 年 5 月 1 日」に改め、別表第 1 中「朝来市中学校部活動振興補助金交付要綱（平成 19 年朝来市教育委員会告示第 5 号）」を「朝来市中学校部活動振興補助金交付要綱（令和 2 年朝来市教育委員会告示第 2 号）」に改めます。

2 点目は、国の示す令和 6 年度要保護児童生徒援助費補助金の単価が引き上げられたこと

に伴いまして、新入学児童生徒学用品費等の小学校の支給限度額を改正するものでございます。別表第2中、54,060円を57,060円に改めます。

なお、施行期日は本日の定例教育委員会で審議、承認後に施行します。

以上で、議案第5号 朝来市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する告示についての説明とさせていただきます。

○ 小倉畑教育長

説明が終わりました。何か御質問はございませんか。

ないようですので、この件は異議なしと認め、議案第5号 朝来市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する告示については、原案のとおり承認いたします。

以上で、本日の議事が終わりました。

続いて、報告事項に入ります。たくさんありますけれども、報告（1）から順に進めてまいります。

報告（1）朝来市立認定こども園条例の一部を改正する条例制定について、こども育成課から報告をいたします。

○ 夜久こども育成課長

報告の（1）朝来市立認定こども園条例の一部改正について、説明させていただきます。

この条例につきましては、朝来市立認定こども園の設置に関する事項を定めております。改正の要因ですけれども、令和5年4月1日にこども家庭庁が発足したことにより、先ほどの議案の中でも一部触れましたが、子ども・子育て支援法第19条第2項が削除されまして、第19条のみとなったこと。このことによりまして改正を行うものでございます。

資料は19ページの新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

この中に第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもとは、3歳以上の教育認定子どもを指しており、令和元年10月から既に国の制度としては無償化されています。この19ページの附則の第4項ですけれども、ここで「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改めるものとなっております。この第4項につきましては、保育料に関する経過措置というものになっておりますけれども、先ほどちょっと先行的に触れましたけれども、既に無償化されているということで、実態としては影響がないというふうな状況となっております。今回の条例改正につきましては、法律の改正に伴いまして法のずれを改める内容となっております。

最後に、施行日ですけれども、公布日施行を予定しております。なお、この条例改正につきましては、3月の定例議会に上程する予定としております。

以上、報告（1）朝来市立認定こども園条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

○ 小倉畑教育長

報告が終わりました。何か御質問はありますか。

続いて、報告（2）朝来市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基

準を定める条例の一部を改正する条例について、こども育成課から報告をいたします。

○ 夜久こども育成課長

それでは、報告（２）朝来市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についての説明をさせていただきます。

この条例は、保育園やこども園の運営に関する基準を定めているものです。今回の改正の要因ですが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令及び母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令が、それぞれ令和５年９月１５日及び令和５年１２月２６日から順次施行をされております。これらの改正を受けまして、就学前の子どもに関する教育、保育に係る関係法の項ずれ、読替規定の改正等が行われていることから、本条例を改正しようとするものです。

まず、就学前の子どもに関する教育、保育の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴う改正内容について説明をさせていただきます。

資料は 22 ページを御覧ください。

従前、指定都市等につきましては政令指定都市、中核市を指しますけれども、長が認定こども園の認定または認可をしようとするときは、都道府県知事への事前協議が必要となっていました。指定都市等の長から都道府県知事への事前通知に見直しが行われております。就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第３条第 11 項が同条第 10 項に改正がなされております。本条例では、第 15 条第 1 項第 2 号中におきまして、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 3 条第 1 項を引用しているため、この部分を第 3 条第 10 項に改めようとするものです。先ほども申しましたが、指定都市等とは政令指定都市、中核市を指すものであり、朝来市には該当する内容とはなっておりません。

次に、本条例の第 36 条第 3 項の改正です。資料は 22 ページから 23 ページにかけてです。

現状におきましては、特別利用教育が提供できる施設として、「特定教育・保育施設（認定こども園または幼稚園に限る。）」と読み替えることができますが、本来特別利用教育とは、教育認定児を保育所で預かる制度であることから、読替え内容を明確にするために「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。）」に改めようとするものです。

また、第 36 条第 3 項中、現状では「子ども」と表記しておりますが、これを「子どもの数」または「子どもの総数」と把握をする人数を明確化する改正を行っております。この第 36 条につきましては、新旧対照表で御覧いただきたいと思います。と思っております。

次に、母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令に伴う改正ですけれども、デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン、令和 4 年 6 月 3 日、デジタル臨時行政調査会決定におきまして、現行法上フロッピーディスク等の特定の記録媒体での提出を求める規定に

ついて、手続のオンライン化の支障となっていることから、新たな情報通信技術の導入、活用に円滑に対応できるよう見直しを行うことや、様式等について書面の掲示等を義務付けている規制について、当該掲示に加えてその内容をインターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととする、このような見直しが行われるということを受けまして、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正が行われたため本条例を改正するものです。

本条例につきましては、第 23 条、資料は 22 ページになります。

ここで見出しが（掲示）となっておりますが、先ほど申し上げましたとおり掲示に加えてその内容をインターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととなるために、見出しを（掲示等）と「等」を加える改正となります。

さらに、第 23 条中、後段部分ですが、「を掲示しなければならない。」とありますのを「を、掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送または有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。」という内容に改めようとするものです。

また、資料 23 ページですが、電磁的記録を規定する第 53 条の第 2 項第 2 号におきまして、「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」とありますのを、「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）」に改めようとするものです。

なお、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する国の基準の改正では、「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」とありますのを、「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」と改正されておりますけれども、この部分につきましては、朝来市の他の条例の文言に合わせて今回新旧対照表にありますとおり少し長いような言葉の表現とさせていただいております。

最後に施行日ですけれども、公布日施行といたしますが、母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令の一部が令和 6 年 4 月 1 日施行であることから、本改正条例の第 23 条及び第 53 条の改正規定につきましては、令和 6 年 4 月 1 日施行というふうにさせていただいております。

なお、本条例改正につきましても、3 月の定例議会に上程する予定としております。

以上、長くなりましたが、報告（2）朝来市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

○ 小倉畑教育長

報告が終わりました。何か御質問はございませんか。よろしいでしょうか。

続いて、報告（３）に移ります。令和５年度全国学力・学習状況調査結果について、学校教育課から報告をいたします。

○ 福田学校教育課副課長

報告（３） 令和５年度全国学力・学習状況調査結果について説明させていただきます。
資料の 25 ページを御覧ください。

本年度は、令和５年４月 18 日に全国学力・学習状況調査が小学校は国語と算数、中学校が国語、数学、英語で実施をされております。なお、中学校の英語においては、オンラインによる「話すこと」調査も行われました。

分析結果につきましては、これまで記載しておりました問題文を掲載しておりません。「問題文が不鮮明で見にくい」という御意見を地域の方からいただきましたので、本年度は問題内容を記載したものに變更いたしました。朝来市の分析委員会、校長会においても、「見やすくてなって良い」という御意見をいただいております。

内容につきましては、課題になる部分のみお伝えさせていただきます。

まず、26 ページです。

小学校の国語、定着傾向がみられるものと課題とみられるもの、そして総括を掲載しております。課題ですが、１番、図形やグラフなどを用いて、自分の考えが伝わるように工夫して書く。２番、目的や意図に応じ、比較しながら自分の考えをまとめて書く。３番、文章を読んで理解したことに基づいて自分の考えをまとめて書く。この３点につきましては、例年課題として上がっているものです。継続的に出ているものですから、分析も大事ですが、課題克服に向けての取組が必要だろうということで、来年度から読解力育成の「よむ YOMU ワークシート」を活用いたします。学校は一人一台端末を使ったアプリと、は紙媒体のどちらかを選択して行います。

続いて、27 ページを御覧ください。

算数になります。同じく定着傾向、課題、総括という流れで作成しております。課題の２番、見いだしたことを言葉と数を用いて記述することに課題があります。表やグラフから条件に合うものを読み取る。図形の意味や性質について正しく理解することも課題となっております。学校訪問等で見ていただいているかと思うのですが、学校ではこれらの課題を克服するために授業の中で子どもたちが説明する場面を多く設定するようにしています。今、課題として挙げている３点は、繰り返しみんなに説明をするような場面を設定しないと克服するのが難しいことから、学校現場で意識して取り組んでいるところでございます。

続きまして、28 ページを御覧ください。中学校を載せております。

中学校国語です。同じ構成としておりますが、課題の１番、文章の構成や展開、表現の効果について、根拠を明確にして書く。２番、自分の考えが伝わる文章になるように、根拠を明確にして書く。３番、文章を読んで理解したことなどを知識や経験と結び付け、自分の考

えを広げたり、深めたりすることに課題があるという状況にあります。まず、根拠を明確にして書くということ、これが中学校における国語の継続的な課題です。根拠を明確にしながら書くという場面設定として、小学校で実施する「よむ YOMU ワークシート」を中学校でも実施いたします。小中一貫して「よむ YOMU ワークシート」を活用することで、自分の考えを広げたり深めたりすることができると思います。また、授業づくりにおいては自分以外の意見や考え方に触れることによって身についていく力と考えておりますことから、子どもたちが受け身ではなく、対話的な学習活動の場面を設定するように学校に指示しているところです。

続きまして 29 ページを御覧ください。こちらは数学です。

数学の課題は、2 番、複数の集団のデータの分布の傾向を比較して捉え、判断の理由を数学的な表現を用いて説明する。3 番、事象を数学的に解釈し、問題解決の方法を数学的に説明する。図形の意味や性質について正しく理解するという点に課題があるということが分析として出されています。数学的な表現のところは判断の理由、説明、これも生徒がみんなに向かって説明するという場面設定を繰り返すことで克服されていくと委員会でも検証しております。性質について正しく理解することについても、自分の考えていることが正しいかどうかを確認するために生徒が説明する場面を設定することが大切だということも分析委員会で言われております。

最後になります。30 ページを御覧ください。

中学校英語、今回「話すこと」調査は、一人一台端末で録音した音声 that 採点されるものでした。国は課題として、保存方法といった録音の仕方に課題が見られたり、解答する時間が短かったりということを挙げています。これを受け、市の分析委員会では生徒の学力の分析調査という条件にあまり適していないと判断し、「話すこと」調査を除いたものを報告させていただくことにしています。従いまして、話すこと以外の課題を掲載することとなります。

1 番、社会的な話題に課題がみられる。社会的な話題をテーマにしたやり取りの問題について、社会的問題のことが理解できていない。英語力ではなくて、社会的な問題に意識が行っていないところが課題として挙がっています。これの克服に向けて本市では、昨年度から「まなびプラス」という電子新聞を活用しています。これを来年度も活用し、少しでも児童生徒に社会的な話題に関心意欲を持てるような事業を実施予定です。

続いて、1 の midpoint の 2 つ目です。理由を説明したり、相手に尋ねたりといった状況に合わせて正しい文法を用いて表現することに課題がみられます。場面に応じた使い方ができないということなのですが、朝来市は A L T が中学校は全校配置、小学校でも全部の学校が A L T と触れる機会が設定されております。これは朝来市の大きな強みの部分ですから、これを最大限に生かして臨機応変なやり取りができる力を子どもたちにつけていきたいと考えております。

今後に向けてでは、現在行っている授業を来年度も継続して実施していくことを記載して

おります。ここまでが学習の分析調査になります。

32 ページを御覧ください。ここからは質問紙調査、児童生徒に対する生活アンケートのような調査の内容になります。

定着していると考えられる生活習慣や自己意識のところで、小中ともに地域への関心が高いというところがかかれていています。これは朝来市の非常に大きな特徴です。ほぼ 9 割の児童生徒が地域に対して関心があったり、地域行事に参加したりしております。これは全国が 50 ～60 パーセントであることを考えると、朝来市の児童生徒が地域に対する意識がかなり高いことを示しています。

これは本市が実施しております特色ある学校づくり事業（ドリームアップ事業）を継続して取り組んできたことによって定着したものと分析委員会で判断しております。

続いて 33 ページに課題が挙げられていますが、中学校では、「自分にはよいところがある」と感じたり、「自分が認められている」と実感したりしている生徒が少ない。ここを中学校の大きな課題と捉えております。自尊感情は自分個人であったり、あるいは御家庭であったりという小さい組織で育んでいくような感情になるわけですが、自分が認められている感じる自己有用感、大きい集団の中で身につけていくものと考えております。これは学校だからこそ身につけていく力として育成に向けた取組を積み上げていくよう、分析委員会を通じて各校に連絡しているところです。

最後に取組紹介として、令和 5 年度と 6 年度に朝来中学校区で取り組んでおります、読書活動の充実と読書習慣を構築する県の指定研究事業を掲載しております。これは全県で行っている事業で、阪神地区、播磨東、播磨西、淡路、但馬、丹波、6 地区でそれぞれ代表校を 1 校選んで実施しております。朝来中学校区の特色ある取組としては地域の図書館、あさご森の図書館との連携があり、県内でも高く評価をされています。これも先ほどあった地域に対する愛着を持った児童生徒が多いというところとうまくリンクしている取組としても高く評価されるものと考えております。

以上で、報告（3） 令和 5 年度全国学力・学習状況調査結果についての報告とさせていただきます。

○ 小倉畑教育長

報告が終わりました。何か御質問はございませんか。

○ 青田委員

おそらく、どの教科も課題があると思われる児童生徒は同じではないかと推測されますが、特定の教科に限らず 9 教科、学校教育活動全体で子どもを伸ばしていく、評価していくという姿勢が大切だと思います。

また、正答率が正規分布になっていないが、山がどちらにずれているか、ふたこぶか、といったところを分析してほしいと思います。

さらに、分布を分析したものと自己有用感や自尊感情との関連性も分析していただいて、

その分析結果を学校に重点的に取り組むよう指導してほしいと思います。

○ 小倉畑教育長

ほかにございませんでしょうか。

○ 高内委員

いつも出てくる「やや下回る」とか「同程度」といった表記は、昨年度「やや」というのが上下5ポイントとか、「同程度」というのはプラスマイナス3ポイントということは確認しましたが、評価として何段階あるものなののでしょうか。「同程度」か「やや下回る」しか見していない。何段階のうちの「やや下回る」なののでしょうか。

それから、中学生の分で国語、毎回問題の趣旨が違うとは思っているのであれですけれども、令和4年度の国語が「同程度」だったのが「やや下回る」に変わった原因は何でしょうか。

○ 福田学校教育課副課長

段階につきましては、上回る、やや上回る、同程度、やや下回る、下回るの5段階で表記をすることになります。

昨年度との比較についてでございますが、全国学力・学習状況調査は経年調査とはなっておりません。同じ児童生徒を調査しているわけではありませんし、小学校6年生と中学校3年生に毎年違う問題で調査を行っております。ただし、国だけが持っている情報としては、抽出校、これはどこが当たっているか分かりません。抽出校だけは例年同じ問題に回答し、比較をしております。

以上でございます。

○ 小倉畑教育長

説明は終わったんですけれども、ほかに御質問はございませんか。

続いて、報告（4）に移ります。令和5年度市内小・中学校卒業式出席者（案）について、学校教育課から報告いたします。

○ 福田学校教育課副課長

それでは、報告（4） 令和5年度市内小・中学校卒業式出席者（案）について説明させていただきます。

資料の34ページを御覧ください。

卒業式の出席者でございますが、ローテーションに基づいて作成しておりますが、今年度は委員が変わられたことを受け、少し変更させていただいております。

34ページに掲載しております形で進めさせていただけたらと考えております。

以上で、報告（4） 令和5年度市内小・中学校卒業式出席者（案）についての説明とさせていただきます。

○ 小倉畑教育長

報告が終わりました。何か御質問はございませんか。

続いて、報告（5）です。令和6年度市内小・中学校入学式出席者（案）について、学校

教育課から報告いたします。

○ 福田学校教育課副課長

続きまして、報告（５） 令和６年度市内小・中学校入学式出席者（案）について説明させていただきます。

資料の 35 ページを御覧ください。

年度をまたぎますので不都合等がございましたら、事務局担当者まで御連絡をいただけたらと考えております。こちらはローテーションどおりの流れで進めさせていただいております。

以上で、報告（５） 令和６年度市内小・中学校入学式出席者（案）についての説明とさせていただきます。

○ 小倉畑教育長

報告が終わりました。何か御質問はございませんか。

委員の皆様には、御予定をいただきますようによろしく願いいたします。

続きまして、報告（６）です。令和６年度教職員辞令交付式について、学校教育課から報告いたします。

○ 福田学校教育課副課長

報告（６） 令和６年度教職員辞令交付式について説明させていただきます。

資料の 36 ページを御覧ください。

令和６年度の最初の辞令交付の日ですが、令和５年度と変更をさせていただいているところがございます。令和６年度は、県費負担教職員着任式を廃止する予定にしております。

これは業務改善の観点から廃止するものです。新任の校長、新任の教頭、新任の教員、事務、養護教諭、再任用教諭は但馬教育事務所で辞令を受け取ります。その後赴任校に戻って、夕方、再度朝来市の教育委員会に集まり教育長から着任者に向けてのお言葉をいただいております。初任者、校長、教頭と３つの部門で全員がそろうとなると、県の辞令交付が時間ずれで行われることから、４月１日に学校は新学年に向けた準備を何もできない状況となります。辞令自体は県からいただく、市から辞令を受けるわけではないので、何とかここを辞令交付がないのであれば、市から辞令交付をされないのであれば、着任式をなくすことも検討してほしいという校長会からの意見もあります。

参考までに、他市町では着任式を行っておらず、朝来市だけが着任式を実施しております。ほかの機関とも相談をいたしまして、令和６年度は着任式を実施しない。ただ、新着任者を迎え入れる意味も込めて、校長、教頭、教職員というグループごとに、辞令を市教委に持参し、教育長からのお言葉をいただく予定にしております。

また、例年であれば市立認定こども園の職員、あるいは臨時の嘱託職員の辞令交付を行っていたのですが、所管が教育委員会でなくなることから、実施いたしません。

令和６年度は、以上２点が変更点となります。

以上で、報告（６） 令和６年度教職員辞令交付式についての説明とさせていただきます。

○ 小倉畑教育長

報告が終わりましたが、何か御質問はございませんか。

そうしたら、４月１日の１１時１５分からの辞令交付式、上段にありますけれども、それには教育委員さんに御出席いただくという、例年どおりそれは御予定いただきますようお願いしたいと思います。

それでは、報告（７）に移ります。教育委員会行事予定について、学校教育課から報告をいたします。

○ 山本学校教育課長

それでは、報告（７）教育委員会行事予定につきまして、説明させていただきます。

資料３７ページ、別紙２を御覧ください。

本日から令和６年３月３１日までの予定を記載しております。主なもののみ説明させていただきます。

２月２２日、木曜日、令和５年度「あすなろ学級」「希望学級」合同閉級式が開催されます。

２月２３日、金曜日、生野学童クラブ開所式。生野学園高等学校の卒業証書授与式が開催されます。

２月２８日、水曜日、和田山高等学校の卒業証書授与式が開催されます。

２月２９日、木曜日、３月議会が始まります。また、生野高等学校の卒業証書授与式が開催されます。

３月１日、金曜日、第１１回校長会を開催します。

３月３日、日曜日、「～朝来からの風～朝展 2024」表彰式が開催されます。

３月４日、月曜日、３月議会２日目です。

３月５日、火曜日、トライやるウィーク推進協議会が開催されます。

３月７日、木曜日、１２日の火曜日、１３日の水曜日に議会の一般質問があります。

３月８日、金曜日、市内中学校の卒業証書授与式が開催されます。教育委員の皆様には教育委員会告辞でお世話になりますが、よろしく願います。

３月１２日、火曜日、第一学院高等学校養父校の卒業証書授与式が開催されます。

３月１４日、木曜日、第３回いじめ防止対策推進委員会を開催します。

３月１９日、火曜日、第１２回定例教育委員会を予定しております。また、市内公立こども園卒園式が開催されます。

３月２１日、木曜日、市内小学校の卒業証書授与式が開催されます。教育委員の皆様には教育委員会告辞でお世話になりますが、よろしく願います。

３月２４日、日曜日、朝来市少年少女オーケストラ入団式・演奏会がジュピターホールで開催されます。

３月２８日、木曜日、議会の最終日でございます。

3月29日、金曜日、市職員、県費負担教職員退職者の辞令交付式が開催されます。

以上で、報告（7）教育委員会行事予定についての説明とさせていただきます。

○ 小倉畑教育長

ありがとうございました。以上で本日の報告事項は終わりましたが、御質問はございませんか。

その他各課より報告事項はございませんでしょうか。

ないようですので、次回の教育委員会の日程について、事務局から説明をいたします。

○ 山本学校教育課長

それでは次回の日程でございますが、次第の裏面を見ていただきまして（9）でございます。令和6年3月19日の火曜日、午前10時から、場所は403会議室で開催しますので、よろしくお願いいたします。

次回の日程につきましては、以上でございます。

○ 小倉畑教育長

それでは次回は3月19日の火曜日、午前10時から、会場は403会議室ということですので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、令和5年度第11回教育委員会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会 午前11時03分